

千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザの管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）とFun Space・オーチャー共同事業体（以下「乙」という。）とは、令和3年3月5日に、千葉市長沼原勤労市民プラザ・千葉市幕張勤労市民プラザ（あわせて以下「プラザ」という。）の管理に関して締結した千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、プラザの管理に係る令和3年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 甲は、指定管理業務の実施の対価として、指定管理料を乙に支払うものとする。

2 甲が乙に支払う令和3年度の指定管理料は、金58,802,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

3 指定管理料は、乙の請求により支払うものとする。

4 支払い方法は、基本協定第48条及び第51条によるものとする。

5 1月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額の算定にあたり、当該事業年度に係る指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額に端数があるときは、その端数金額はすべて、当該事業年度の最初の月次指定管理料に合算するものとする。

（利益の還元の方法）

第3条 基本協定第71条の規定による利益の還元は、次の各号に定める場合に依りて各号に定める方法によるものとする。

(1) 剰余金が総収入額の10パーセントに当たる額を超える場合（基本協定第71条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む）で、かつ、基本協定第71条第1項第1号の額が還元される場合は、甲が発行する納入通知書により、甲に納付する。

(2) 剰余金が総収入額の10パーセントに当たる額を超える場合（基本協定第71条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む）で、かつ、基本協定第71条第1項第2号の額が還元される場合は、基本協定第71条第1項第1号に規定する額について、甲が発行する納入通知書により、甲に納付し、残額について、甲乙の協議により、その詳細を定めるものとする。

(3)前2号に掲げる場合のほかは、甲乙の協議により、その詳細を定めるものとする。
2 乙は、前項各号に掲げる利益の還元を甲が発行する納入通知書により納付する方法で行う場合は、本協定第1条に定める期間の終了後60日以内に行うものとし、そのほかの場合は、指定期間終了後120日以内に行うものとする。

(疑義等の決定)

第4条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千 葉 市
千葉市長 神谷 俊



乙 東京都新宿区西新宿3丁目2-26
Fun Space・オーチャー共同事業体
代表企業 Fun Space 株式会社
代表取締役 鈴木 茂

